

「交際費等」の損金不算入制度の改正

飲食費の 50% が損金算入可能に！

平成 26 年 3 月 31 日に公布された所得税法等の一部を改正する法律により、法人の交際費等の損金不算入制度に関する規定が改正され、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することとされました。

1 現行の交際費課税制度

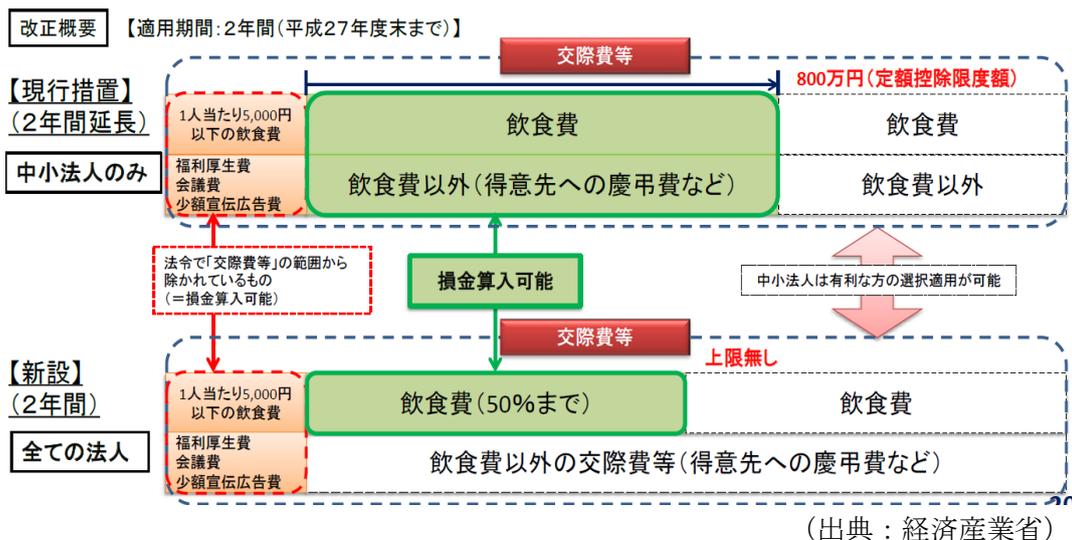
法人が支出する交際費等の額は、その事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入しないこととされています。

ただし、中小法人等については、定額控除限度額の 800 万円に達するまでの金額が損金算入される特例が設けられています。

2 改正の内容について

法人が支出する交際費等の額のうち、飲食のための支出費用の額の 50% が損金算入（上限無し）されることになりました。中小法人以外の法人は、これまで交際費等の額の全額が損金の額に算入されませんでした。今回の改正により、一部損金算入することが可能となりました。

中小法人等については、支出した交際費等の額のうち定額控除限度額（800 万円）までの金額と飲食費の額の 50% とを比較して有利な方を選択することが出来ることとなります。



3 適用開始時期について

この制度は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において適用されます。